



「アイ・エー 経営者通信」送付のご案内

緑風の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。今月も「アイ・エー経営者通信」をお届けします。

自動車 対 自転車　自動車運転者が無罪判決！！

2021/11/10 午後 4 時 45 分ごろ、札幌市豊平区の道道で乗用車を運転中、自転車に乗って道路を横断していた当時 8 歳の男の子をはね、全治 1 年の重傷を負わせた過失運転傷害の罪に問われていた札幌市の 70 代の女性に対して、4/18 に判決がありました。札幌地裁は、事故当時、男の子が暗い色の服を着ていたことなどから「自転車の進入を予測できたとしても、衝突を回避することは不可能、または極めて困難だった」とし、禁錮 1 年の求刑に対し、無罪を言い渡しました。事故の詳細は不明ですが、「無罪判決」というのは画期的な判決ではないでしょうか？

アスクル火災。段ボール回収業者に 51 億円賠償命令！

埼玉県三好町で 2017/2/16 に発生したアスクルの倉庫火災で、アスクルが業者に約 101 億円の損害賠償を求める訴訟の判決が 4/26、東京地裁がありました。判決は業者の過失が原因と認め、約 51 億円の賠償を命じました。賠償命令を受けたのは、アスクルから段ボールなどの再生資源を購入する契約を結んでいた愛知県清須市の「宮崎」です。火災は発生から鎮火までに 12 日余り掛かり、当時ニュースでも連日報道されていました。判決によると、段ボールが 1.5~3 メートル積み上がった部屋で、宮崎の従業員が作業スペースを作るためにフォークリフトの前進・後退を繰り返していたところ、段ボールなどがリフトのエンジン部分に入り高温の排気管に触れて着火したことが原因とし、リフトの説明書に「排気管付近に燃えやすいものがあれば火災の恐れがある」と書かれていたことなどから「従業員は着火の可能性を予見できた」と認定したようです。ちなみに別の記事の情報です。埼玉県警は業務上失火容疑でも捜査していましたが、①同型機種のフォークリフトで同様の事故が起きていない②エンジンルーム内に紙片が入ることが予想できない③リフトを端材室に導入し火災が起きたケースがない、の 3 点から立件見送りを決めた。というニュースもありました。予見可能性について、刑事と民事では捉え方が違う点についても興味深いです。

全額保険で…！

(株)宮崎の HP によると「賠償金額の全額を損害賠償保険に担保される保険に加入している…」とのことです。来年の保険料が心配です。ウチの保険は大丈夫か？と心配になりましたらお声掛けください。では今月もよろしくお願い申し上げます。

～トピックス～

他にも気になる記事が…

■幼稚園に賠償命令 2000 万！！

2017 年。岐阜市芥見の東海第一幼稚園で、ほかの園児とぶつかり内斜視の後遺障害を負ったのは、園側に安全配慮義務違反などがあったからだとして、年中クラスの男児(当時 4 歳)が、園を運営する学校法人に 2028 万円の損害賠償を求めた訴訟に対して 4/26 に判決がありました。岐阜地裁は、安全配慮義務違反を認めて請求額と同額の支払いを命じました。約 6 年掛けて地裁判決、という点も考えさせられます。

■京大医学部病院にも 2800 万！

2018 年。医療保護入院した当時 43 歳の男性がトイレに行き、同伴の医師に無断で窓から抜け出した後に自殺したというもの。医師らが自殺防止のための措置を怠ったとして、男性の家族が京大に損害賠償を求める訴訟の判決が 4/26 にありました。京都地裁は、当時男性に自殺の危険性あったことは予見可能で、病院に注意義務違反があったとして、京大に慰謝料など約 2800 万円の支払いを命じました。

いずれもいろいろな背景があると思いますが、医療、保育、介護等関連施設に対しての賠償請求について、全てに完璧な人はいないという前提で仕組みを考えないと、従事者のなり手はなくなってしまうのでは？と心配になります。(浅井)



ハンカチの木

◆ 5月の税務と労務

国 税／4月分源泉所得税の納付	5月10日
国 税／3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	5月31日
国 税／9月決算法人の中間申告	5月31日
国 税／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)	5月31日
国 税／個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合)	5月31日
国 税／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付	5月31日
国 税／特別農業所得者の承認申請	5月15日

5月

(暦月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	・	・	・

地方税／自動車税・鉱区税の納付

都道府県の条例で定める日

地方税納付書にQRコード 令和5年度から、地方税の納付書に「地方税統一QRコード」(eL-QR)が付されています。このQRコードにより、市・県民税(普通徴収)や固定資産税・都市計画税、自動車税・軽自動車税(種別割)について、eLTAXや金融機関、スマートフォンアプリによる納税ができます(対象税目は自治体により異なります)。

ワン
ポイント

FOMC の決定～金利を考える～

ニュースなどでよく耳にする「政策金利」とは、中央銀行が設定する短期金利のことでお金を貸し出す期間が1年以内の場合に適用する金利のことです。政策金利を引き上げることを「利上げ」、引き下げるのを「利下げ」といい、中央銀行の金融政策の一つです。

米国において、米連邦準備制度理事会(FRB)は、2023年1月31日～2月1日に開催した米連邦公開市場委員会(FOMC)で政策金利を0・25%引き上げることを決め4・5-

4・75%としました。2022年年初は政策金利が0～0・25%だったのに比べると大幅上昇です。インフレへの対応を進める中、あと2回程度継続的な利上げが適切であると表明しました。FOMCは世界の金融マーケットに非常に大きな影響を及ぼします。詳しく見ていきましょう。

一 FOMCとは

FOMCとは、Federal Open Market Committee(連邦公開市場委員会)の略で米国の金融政策を決定する会合のことです。

FOMCは年8回開催されますが。現在の景況判断と政策金利の上げ下げなどの方針が発表されます。

FOMCと混同されやすいのがFRBです。FRBとは、Federal Reserve Board(連邦準備制度理事会)の略で、日本における日本銀行(日銀)と同じ、

米国の中央銀行制度の最高意思決定機関で7名の理事で構成されています。FRBが開く金融政策の最高意思決定機関にFOMCがあり、FRBの理事

7名と地区ごとの連邦準備銀行総裁5名の合計12名で構成されています。

二 FOMCが株式市場や為替市場に与える影響

(1) 株式市場への影響

FOMCで決定する政策金利によって株価は左右されるため、FOMC後に金利がどうなったかを必ずチェックする必要があります。利下げは企業の資金借入にかかるコストが下がります。

利上げは資金借入のコストが上がり積極的に設備投資を行う企業が増えて景気を浮揚させ株価が上昇しやすくなります。反対に、

利上げは資金借入のコストが上がつて過熱した景気を抑え株価が下落するという仕組みです。つまり、利上げ・利下げの目的は経済を安定化させることです。

三 FOMCに関係する経済指標

FOMCでは利上げ・利下げを決定するため景気を判断しなければなりません。そのため、金融政策を決定するにあたり、さまざまな経済指標を参考にしています。特に重要なのはFF金利と雇用統計です。

(1) FF金利

FF金利とは、フェデラル・ファンド(Federal Funds)レートのことです。フェデラル・ファンドとは米国の銀行が連邦中央銀行に預けている無利息の準備預金です。米国では銀行同士で

が活発になります。

たとえば、FOMCで利上げが発表された場合、米ドルを持つことでの得られる利息が増えることになり、他の通貨を売つて米ドルを購入する動きが増え為替レートがドル高になるケースが多くなります。為替市場においてFOMCは非常に大きなイベントであり政策金利が発表される瞬間に為替レートが1円以上大きな値動きをすることがあります。

日々このファンドの過不足を調整しあつており、短期資金を互いにやり取りする際に適用される金利のことを指します。FOMCにおいてFF金利の誘導目標が示されることから米国における政策金利としての役割が強いです。

また、米国の金融意思決定機関であるFRBが民間銀行向けに貸し出しする際もこのFF金利に一定幅の金利を上乗せして行います。景気が過熱している場合はFFレートを上げて供給される資金量を抑え、景気が減速している場合はFFレートを下げて供給される資金量を増やすことでコントロールしていくます。2022年に大きく利上げされたのは米国のインフレが急速に進んでおりFF金利をあげて抑制を試みているためです。

(2) 雇用統計

雇用統計は各国の雇用状況を調べた統計のことです。米国雇用統計は、「失業率」、「平均時給」、「週労働時間」などが調査され景気の状況を掴む上で重要な指標となつておりFOMCの金融政策の方向性にも大きな

影響を与えます。

中でも失業率は特に重要な項目です。失業率をチェックすることで景気や個人消費の動向が予測可能となるため適切な金融政策を決定するのに欠かせません。

四 事前の市場予想をチェックする

FOMCの金融政策発表に際して、事前に市場関係者がどのくらいの数字が発表されるかを予想した数字が出回ります。その発表は世界のマーケットに影響を及ぼし市場関係者の予想と乖離があるかないかで大きく違つてきます。

FOMCの発表と市場予想が一致していれば、株式市場や為替市場は大きく反応しないこともあります。逆に、たとえば市場が0・25%の利下げを予想しているときに0・5%の利下げが行われると予想以上の結果出たりします。

つまり、「市場予想と比べてどういう数字か」を注目しています。

五 日本の将来の景気を見通すために

利上げの場合、預貯金や債券の魅力が高まつて株式が売られ、反対に利下げの場合、預貯金や債券の魅力が低下して株式が買われる傾向にあります。投資家は将来的の予測を立てて投資判断をする必要があるため、株価は景気の動向を先取りして動きます。

つまり、景気を見通すには株式市場の動向が参考となるわけです。日本の中銀である日銀は、FOMCにあたる「日銀金融政策決定会合」を米国同様、年8回開催し金融政策手段を決定しています。

バブル崩壊後、政策金利は「ゼロ金利政策」と呼ばれるようになります。逆に、たとえば市場が0・25%の利下げを予想しているときに0・5%の利下げが行われると予想以上の結果出たりします。

つまり、「市場予想と比べてどういう数字か」を注目しています。

た方が得策とされ市中にお金が出回り景気を刺激する効果が狙えます。将来の景気を見通すためには、1年未満の貸し出しや預金に適用される短期金利と1年以上の貸し出しや預金に適用される長期金利との差を見ることが一つの手段です。短期金利は中央銀行がコントロールしています。ですが、長期金利は一般的には市場の予想や期待が反映されています。

たとえば、短期金利が1%で10年国債の利率（長期金利）が5%だとすると、その国の経済は今後も一定の成長を期待されていることになります。しかし、現在日本は、10年国債の利回りを0%近くに固定する政策をとつていて、本来は市場で決まるはずの長期金利も日銀が固定し、短期のマイナス金利の政策も続いているため両方が操作されています。

FOMCをチェックし、金利と景気の関係を理解し、日本の長期金融政策の操作をいつかやめるととき金利が急上昇し経済に大きなショックが及ばないか注視すべきです。

COST 繰延資産の取扱い

法人や個人事業主が支払う経費には様々なものがあります。中には、新技術の開発や市場開拓に必要な費用などのように、支出した経費の効果が1年以上に及ぶようなものもあります。このような経費を、「繰延資産」といいます。

会計上の繰延資産

企業会計原則では、繰延資産は①すでに代価の支払が完了又は支払義務が確定し、②これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、③その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用、をいいます。ただし、その効果の発現と期間が不確実であることから、企業会計原則では繰延資産は、「創立費」、

(1) 公共的施設の設置又は改良のための支出する費用
これは、法人が必要に基づいて行う道路や堤防などの施設や工作物の設置又は改良を行なうことによって法人間の課税の公平を保つことを目的に定められており、次のようなものがあります。

(2) 同業者団体等の加入金
企業会計原則では、繰延資産は①すでに代価の支払が完了又は支払義務が確定し、②これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、③その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用、をいいます。ただし、その効果の発現と期間が不確実であることから、企業会計原則では繰延資産は、「創立費」、

「開業費」、「開発費」、「株式交付費」、「社債発行費等」の5つに限定されています。

繰延資産は換金性がなく、法律上の権利もない、実態を伴わない資産である特徴があるので、支出をしたときに一括経費計上することが原則です。ただ、これらの費用を繰延資産として資産計上することは認められており、償却方法は無形固定資産と同じで、残存価額をゼロとする定額法で行われます。資産計上した場合でも、企業会計原則では別表に示す期間内に償却することが求められています。

(2) 共同的施設の設置又は改良のための支出する費用
これは、法人が所属する協会や組合、商店街などが行うアーケードやアーチなど共同で使用する施設（共同的施設といいます）の建設や改良に要する負担金をいいます。ただし、その共同的施設の相当部分が、協会などの本来の用以外の用に供されるときは、その部分に係る負担金は協会などに対する寄附金になります。

(3) 資産を賃借するための権利金等
これは、建物を賃借するために出する権利金や立退料などの費用をいいます。ただし、建物の賃借に際して支払った仲介手数料は、支払った日の属する事業年度に損金算入することができます。

(4) 同業者団体等の加入金
行為際に要する費用や、国などが行う公共的施設の設置などによつて法人が著しく利益を受けるためにその設置などに要する費用の一部を負担したものなどをいいます。

「開業費」、「開発費」、「株式交付費」、「社債発行費等」の5つに限定されています。



よつて公共下水道を設置する場合、その設置により著しく利益を受ける土地所有者が都市計画法などに基づいて負担する費用がわらず、償却期間は6年とされています。償却限度額は、左の算式で求められた金額になります。償却超過額については、減価償却と同様の取り扱いになります。償却経理する未満の場合、その支出した費用の額が認められます。金20万円未満の端数は1月)

算式 税法固有の繰延資産の償却限度額

$$\text{償却限度額} = \frac{\text{費用の額} \times \text{その事業年度の月数(注)}}{\text{支出の効果が及ぶ期間(償却期間)の月数}}$$

(注) 支出する日の属する事業年度は、その支出する日から事業年度終了の日までの月数(1月末満の端数は1月)

別表 繰延資産の種類と償却期間

	種類	償却期間			
		税法上の償却期間	会計上の償却期間		
会計上の 繰延資産	創立費	随時償却 可	会社成立後5年以内		
	開業費		開業後5年以内		
	開発費		支出後5年以内		
	株式交付費		交付後3年以内		
	社債発行費等		償還期限内		
公共施設の設置又は改良のために支出する費用					
税務上 の 繰延 資産	(1) その施設又は工作物がその負担した者に専ら使用されるものである場合	その施設又は工作物の耐用年数の7/10に相当する年数			
	(2) (1)以外の施設又は工作物の設置又は改良の場合	その施設又は工作物の耐用年数の4/10に相当する年数			
共同施設の設置又は改良のために支出する費用					
	(1) その施設がその負担者又は構成員の共同の用に供されるものである場合又は協会等の本来の用に供されるものである場合	(イ) 施設の建設又は改良に充てられる部分の負担金については、その施設の耐用年数の7/10に相当する年数 (ロ) 土地の取得に充てられる部分の負担金については、45年			
	(2) 商店街等における共同のアーケード、日よけ、アーチ、すずらん灯等負担者の共同の用に供されるとともに併せて一般公衆の用にも供されるものである場合	5年(その施設について定められている耐用年数が5年未満である場合は、その耐用年数)			
建物を賃借するために支出する権利金等					
	(1) 建物の新築に際しその所有者に対して支払った権利金等でその権利金等の額がその建物の賃借部分の建設費の大部分に相当し、かつ、実際上その建物の存続期間中賃借できる状況にあると認められるものである場合	その建物の耐用年数の7/10に相当する年数			
	(2) 建物の賃借に際して支払った(1)以外の権利金等で、契約、慣習等によってその明渡しに際して借家権として転売できることになっているものである場合	その建物の賃借後の見積残存耐用年数の7/10に相当する年数			
	(3) (1)及び(2)以外の権利金等の場合	5年(契約による賃借期間が5年未満である場合において、契約の更新に際して再び権利金等の支払いを要することが明らかであるときは、その賃借期間)			
電子計算機その他の機器の賃借に伴って支出する費用					
ノウハウの頭金等					
広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用					
同業者団体等の加入金					

仕事と不妊治療の両立



(1) 不妊治療及び仕事との両立の現状

不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合

「不妊の検査や治療を受けたことがある」(又は、現在受けている)夫婦は18・2%で、これは夫婦全体の5・5組に1組の割合になります。

② 仕事と不妊治療の両立状況

「両立している」は53%で、以下、「両立できず仕事を辞めた」16%、「両立できず不妊治療をやめた」11%、「両立てきず雇用形態を変えた」8%の順で、「その他」が12%でした。

③ 仕事と不妊治療を両立する上で利用した制度

利用した(または利用しようとしている)制度は、「年次有給休暇」が最も多く、次いで「柔軟な勤務を可能とする制度(勤務時間、勤務場所)」「休職制度」となっています。

④ 仕事と不妊治療との両立をする上での会社等への希望

まずは、不妊治療及び仕事との両立の現状、そして法令等の両立についてお伝えします。

一 現況

現在、さまざまな企業で、社員が不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりに取り組む動きが広がっています。こうした取り組みは、離職の防止、社員の安心感やモチベーションの向上、新たな人材を引き付けることなどに繋がり、企業にとてもメリットがあります。

今回は、不妊治療と仕事との両立を図る社内の取り組みについて、解説します。

所)、「有給休暇を時間単位で取得できる制度」が多く挙げられています。

「不妊治療を受ける労働者に給休暇など現状ある制度を取りやすい環境作り」や「上司・同僚の理解を深めるための研修」等も一定程度ニーズがあります。

法令等の動向

(2) 次世代法

不妊治療と仕事との両立については、令和3年2月に次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく行動計画策定指針が改正され、一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましい事項として「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」が追加されました(令和3年4月より適用)。

前記の一般事業主行動計画とは、仕事と子育ての両立を図るために雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組む計画をい

い、従業員数101人以上の企業には、行動計画の策定・届出・公表・周知が義務付けられています。

追加された内容は、次のとおりです。

「不妊治療を受ける労働者に働きながら不妊治療を受けられる労働者が不妊治療のための時間を確保できるようにするため、次の措置を講ずる。

- ・ 不妊治療のために利用することができる休暇制度(多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含む)。
- ・ 年次有給休暇の半日単位の付与や時間単位付与制度
- ・ 所定外労働の制限
- ・ 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度
- ・ フレックスタイム制
- ・ 短時間勤務制度、テレワーク(ＩＣＴを活用した場所にとらわれない働き方をいう)の導入
- ・ その他の措置

この場合、具体的なニーズは労働者によって様々であることが想定されることから、各企業において、不妊治療と仕事の両立の推進に関する取

組体制を整備し、その雇用する労働者のニーズを把握するための調査を行い、その結果

が望ましい。また、不妊治療と仕事の両立の推進に関する企業の方針や具体的な措置についての労働者に対する周知、

社内における理解促進のための取組、担当者による相談対応等を併せて行うことが望ましい。

また、休暇制度等の運用に当たっては、プライバシー保護の観点から、労働者の不妊治療等の機微な個人情報の扱いに十分留意することが必要である。

くるみん認定制度
令和4年4月より「不妊治療と仕事との両立」に取り組む企業を認定する「くるみんプラス」等制度が新設されました(厚生労働省)。

この制度は、次世代法に基づき、「くるみん」等の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした場合に、3種類のくるみん認定制度

みんにそれぞれ「プラス」認定を追加するものです。

二 両立支援の実施

に応じた制度設計

就業規則の整備

運用

・ 社内へ制度の周知

・ 社内意識の醸成

立支援の取組を行うには、以下の5つのステップが必要と考えられます。

(1) 取組方針の明確化、取組体制の整備

・ 企業の方針を企業トップが

社内に周知する

・ 両立支援担当者の決定

・ 社内外の対応について情報収集

・ 両立に関する実態把握

・ 社内の理解度を把握

・ 社内のニーズ等を把握

・ 社員からのヒアリング

・ 労働組合等との意見交換

・ 実態把握のアンケートやヒアリング項目については、厚生労働省が公開している「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」に例示されていますので、ご活用されるとよいでしょう。

(2) 収集

・ 社員の不妊治療と仕事との要である。

三 支援のための各種制度や取組

不妊治療も対象となる休暇制度

・ 失効年次有給休暇の積立制度

・ 半日単位、時間単位の年次有給休暇の取得制度

・ 不妊治療に特化した休職制度

・ 全国のセンター一覧公開への運用の際は、社内の相談窓口を定めて周知することのほか、外部の不妊専門相談センター(厚生労働省ホームページに、全国のセンター一覧公開)への相談を勧めることも有効です。

(3) 制度

・ 制度や取組実績の確認

・ 制度や取組の浸透状況、要件・手続き

・ 取組実績の確認、見直し

・ 制度や取組実績の確認

・ 制度や取組の浸透状況、要件・手続き

(4) 度

・ 不妊治療費の貸付金制度

・ 不妊治療費への補助金制度

・ 再雇用制度

・ 時差出勤制度

・ 短時間勤務制度

・ テレワーク

・ 方に資する制度

・ 制度や取組実績の確認

・ 制度や取組の浸透状況、要件・手続き

・ 制度や取組の浸透状況、要件・手続き

・ 制度や取組の浸透状況、要件・手続き

・ 制度や取組の浸透状況、要件・手続き

・ 制度や取組の浸透状況、要件・手続き

・ 制度や取組の浸透状況、要件・手続き

(2)

・ 両立を支援する柔軟な働き

・ 制度

・ 次有給休暇の取得制度

・ 不妊治療に特化した休職制度

・ 制度

・ 短時間勤務制度

・ テレワーク

・ 方に資する制度

・ 制度や取組実績の確認

・ 制度や取組の浸透状況、要件・手続き

(3)

・ 費用の助成制度

・ 不妊治療費への補助金制度

・ 再雇用制度

・ 時差出勤制度

・ 短時間勤務制度

・ テレワーク

・ 方に資する制度

・ 制度や取組実績の確認

・ 制度や取組の浸透状況、要件・手続き

(4)

・ 制度

・ 不妊治療費への補助金制度

・ 再雇用制度

・ 時差出勤制度

・ 短時間勤務制度

・ テレワーク

・ 方に資する制度

・ 制度や取組実績の確認

・ 制度や取組の浸透状況、要件・手続き

サンクコスト効果

皆さんは“これだけ努力をして時間もお金も費やしてきたのに今さらやめるなんてできない”と思った経験はありませんか。これは「サンクコスト効果」といわれる心理傾向のこと、これまで費やしてきた費用や時間を“もったいない”、“せっかくだから”という感情に縛られ、合理的な判断ができなくなることです。

サンクコストとは直訳すると埋没費用、つまり、すでに負担し回収できない費用のことです。サンクコスト効果はビジネスシーンにおいても陥りやすいもので、経営者は回収不能なサンクコストが意思決定に影響しないよう冷静な判断が求められます。

たとえば、企業の新規のマーケティングプロジェクトを多額の投資をして立ち上げて着手したものの顧客ニーズを読み間違い不採算事業になったとしましょう。この場合、合理的な判断をするとできるだけ早く撤退

を決めることが損失を拡大させないはずですが投資額や新規事業メンバーの頑張りを思うとなかなか打ち切る決断ができません。もう少し投資すればなんとかなると事業を続けるうちに、サンクコストをさらに増やしてしまうのです。

頭でわかっていても感情で動いてしまいサンクコスト効果の影響を受けてしまいがちです。

では、サンクコスト効果に陥らないためには、どうすればよいでしょうか。まず、ゼロベース思考を持つこと。過去にとらわれず白紙の状態で考えることです。回収不可能なコストを割り切ることで損失を最小限に抑えることができます。

次に、第三者の声を取り入れること。利害関係の渦中にいると冷静な判断が難しくなります。信頼できる第三者に状況を見てもらい客観的な意見を求めるのは、有効な対策です。今は今、過去は過去と割り切ることで新たな一步を踏み出すことが重要です。

「ご愛顧」の使い方

「ご愛顧」は、ビジネスシーンで挨拶によく用いられます。取引が多い会社に感謝を伝える言葉ですが、正しく使っているでしょうか。

「ご愛顧」は「目をかける」という意味です。かつては商人や芸人が自分たちに特別目をかけて力添えしてくれる相手にへりくだつてお礼を言う時に「ご愛顧」が使われていました。現在ではビジネスシーンにおいていつも依頼・注文してくれる取引先や顧客に対して使います。

ご愛顧という言葉は、金銭的な取引を含んでいることから、どんな取引先にも使える「お世話になっております」と同様には使えません。また、お世話になっている上司や先輩など目上の人には使用できないので、注意が必要です。目上の方には、「ご厚情」を使うとよいでしょう。

ビジネスにおいて良好な関係を築くためにはいずれも欠かせない言葉です。

警視庁の智恵袋

皆さんには警視庁の災害対策課の「ベストツイート集」をご覧になつたことはありますか。災害対策課で多くのいいねを集めたものですが、災害時にはもちろんのこと日常生活においても実際に役立つ便利技がまとめられています。たとえば、ラップの切り口が見つからない！そんな時は輪ゴムを巻いて左右に二、三回捻る

と切り口を簡単にみつけられます。キャンプに行って棘が刺さつた時、ピンセットがなくても5円玉を患部に押し当てるとき浮き出ます。その他、傘の撥水機能を復活させるにはドライヤーの温風を手で空かないときは10円玉2枚をスライドさせると簡単に開くなど、知つておくと便利な豆知識が満載です。